ま め



vol. **3** 2012 年1 月



今年もアクスペを(まめも)よろしくお願いします。みなさま、あけましておめでとうございます。



ご紹介します。 年頭挨拶では、 ことがどうして大事なのか。年初め一月十日に行われたアクスペの ってのことでした。アクスペってどんなところなのか、それを知る れました。アクスペのことをもっともっと知ってもらうためにと思 アクスペのミソを吸い取ってください そんなことがたくさん話されました。それを改め は、 アクスペ と介助職員の架け橋となるべく創刊さ

思います。 者に向き合い、 あります。」と言っていました。 めの運動であるかを見失います。 はならないのは対象を見誤らないことです。対象を見誤ると誰のた きること、やっていくべきことは明白です。ずっとその想いでやっ 向き合うということはその隣で向き合う人に意識をはらうことでも つは、障害者と向き合い続けるということ。当事者団体がわすれて に話されていました。 てきたし、これからもやって ことを考えたと思います。 ないのか、今すぐ被災地へいくべきではないか、誰もがそのような の難しさは、 多くの障害者の生活も脅かされました。 昨年は未曾有の大災害があり まぎれもなく私たち介助者のことです。『人権』を基軸に障害 それを真剣にやり続けているからこそ分かるものだと 介助者にも意識を払い続ける。それを全うすること 「アクスペがずっとやり続けてきたことの一 かし 『その隣で向き合う人』というの 」そう話したうえで、 たくさんの尊い命が失われました 私たちアクスペがこの社会でで 岡田さんは年頭挨拶で次のよう 何か自分にできることは 「障害者に

代が私たちに追いついてきた…私はそんな風に思っています。 位置づけとなっていくことが少しずつ明らかになってきました。 らの日本の障害者福祉制度において、私たちの活動はとても重要な 自立支援法が廃止され、新たにできる霜害者総合福祉法。 これか

最後に岡田さんの言葉を紹介して、 新年のご挨拶を締めたい と思

を時代の本流の確かな流れがあることを誇りにし、当事者団体とし 直にすればするほど逆風は強いかもしれません。 たことの方が多かったと思います。 風が吹いていたわけではありませんでした。逆風ありきで進めてき 像を示すことで、自らの風を起こしていく 年頭挨拶に代えたいと思います。 て相応しい運動に取り組んでいくことの決意を表明して、 「私たち一人ひとりが団体の理念を学び、 私たちがその歩みを着実に、愚 فع في 値打ちを語り、 しかし、 いつもどこにでも ここにこ 未来社会 私からの

みなさんは毎月一回開催されている ハルパートークメンバーズ(HTM) へルパートークすか? をご存じですか?

1 HTMとはアクスペの事業の一つであるピアカウンセリングの介助者版とも言えるものです。みなさんが寄り添うべき利用者は自立に向けて様々なことを学んでいます。その利用者とともに歩む存在である介助者もまたひとりの人間として自立しなければ、いずれともに歩むことができなくなることになります。自立した介助者となるため、その方法を学び、実践する場がHTMなのです。

では具体的にHTMでは どんなことをするのかを簡単に説明します。HTMでは自分の思っていることや悩んでいること、喜怒哀楽 を素直に言葉にします(HTMでは言葉 にする側をクライアントと言います)。また話を聞いている側の時は、相手の言葉に反論や アドバイ スはせず、聴くことに徹します(HTMでは聞く側をカウンセラーと言います)。相槌を打つなどして相手にちゃんと聞いているという安心感を持ってもらえるようにすることが大 切です。このように安心できる相手 に素直に感情を解放することで、自分の中で問題が整理されていきます。それが精神的自立の第一歩になるのです。



4 簡単にHTMの目的を説明してきましたが HTMは自由参加です。 それは介助者の 自立、 自発的な行動を目標としているHTMなので強 制参 加とはしませんでした。しかし、介助者 としてこれからも介助利用障害者とともに歩も うとしているみなさんには**ぜひ参加**していただ ければと思います。

3 精神的自立とは 問題に直面した時に解決に向けて 自発的に行動を起こすことです。介助者に 当ては めると、介助に 関することでなんらかの悩みを持った時や、問題を抱えた際に、介助利用障害者に自分の気持ちや状態を伝えたり、自分からCNや介助主任に話をする。それができるようになるのが介助者として働く際に必ず必要になります。





2

アクスペの来月の予定 arc-sp's schedule for next month.

アクスペの行動予定 & 代表・事務局長の動き ※スケジュールは1月21日時点でのものです。

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
		1	2	3	4	5 総合福祉法 シンポジウム @花園
6	7	8	9	10 運動事業部 会議	11	12 総合福祉法 シンポジウム @東山
13	14	15 相談支援事業者 の初任者研修 @東京 【岡田】	16	17	18	19 総合福祉法 シンポジウム @十条
20 介助サービス部 会議 運営会議	21 総務部会議	22	23	24	25	26
27	← @神戸	29 ワーク会議 				

代表および事務局長に相談・連絡・報告のある方は、お気軽に本人か事務所までお問い合わせください。

まめ [vol.3]

| 2011年1月21日発行 | デザイン・編集/N・K | テキスト/1・M、H・T | 写真/I・M | 印刷・製本/アークスペクトラム | 発行所/アークスペクトラム

今 月 0 キ ッ カ ケ



困ってるひと

大野 更紗

ポプラ社 2011年

著者は私と同じ1984年生まれ、経歴もじゃっかん似ている。聞いて (,)

る音楽も同じっぽい。少しミーハーで、自称「繊細な現代っ子」。なんだ か/彼女に対し、あまりに近いものを感じながら読み始めてしまった。け ど、途中から急にリアルさを感じなくなってしまった。

ある日突然「Fasciitis-paninicultis syndrome(筋膜炎 脂肪織炎症候群) | という難病患者になってしまう。障害者になると、社 会はこうも生

きにくいものとなるのか。「フツーの女子」がいかにしてフツーではいら れなくさせられたのか。家族や友人を頼って何とか闘病生活を送ってゆく も、先行きの見えない中そうした関係には次第に綻びが生じ始める。「社 会に揺らぎが生じたり、何か不条理が起こったりしたときには、人間は答 えや救いがほしくて、自然に家族とか愛とか、ウェットなものに頼りたく なります。けれど、相手は不条理だから、答えも救いもない。」病気や障 害者になると、フツーの友達関係やフツーの家族関係を保ち続けることは 、あっという間にできなくなってしまう。そこで、「人間が生きていくた めには社会の制度やシステムが大切なのだと痛感ししたという著者。「だ からこそ私は経済や制度など、即物的な問題がとても大事だと思っていま す。例えば、被災者支援をするときにお金の話をすると何となく浅ましい ようなイメージを持ちますが、お金の話ほど重要な話はありません。」そ う、現実はそうなのだ。

この話は、障害者が慈善や同情の対象としてだけでは生きていくことが できず、生きていくためにはお金や制度や人がぜったいに必要だったとい うのと同じ話だと思った。だから、障害者は長い間ずっと壮絶な運動を行 ってきた。その結果がこの自立生活センターや、24時間介助の存在だ。 途中から私が著者の言葉に急にリアルさを感じなくなっていってしまった のは、私が制度とかいろんなインフラの存在のありがたみをとくに感じる 6こともなく当然のように生きているからなのかなと思った。 文: I

from 総務

sub 保険料の「まめ」知識

みなさんは給与明細をご覧になった際に、毎月引かれている保険料につ いて疑問を持たれたことはないでしょうか?きっと、あると思います。今 回は、毎月毎月大切な給与から(場合によっては)かなりの額を奪ってい くこの保険料について、2回に分けてざっくりと説明したいと思います。

まず、アクスペ正職員のみなさんが加入している保険を全てまとめて 「社会保険」と言います(非常勤職員の場合は労働時間などの条件を満た していないため、加入していません)。その社会保険は大きく分けて3つあ り、その中でさらに細かく分かれています。



アクスペ正職員が加入していて、保険料が給与から天引きされている保険



上図右の3つの保険の保険料は、職員だけでなく会社も負担しています。 つまり、会社の収入からもみなさんと同じように保険料が引かれているの です。では、給与から天引きされている保険料はどのようにして決まって いるのでしょうか。今回はまず雇用保険について見ていきましょう。

雇用保険

そのうち、それぞれの負担分は かかる保険料は給与の

負担の割合は

1.5% 会社 0.95%

職員 0.6% 職員4:会社6 つまり

雇用保険料は、その月の基本給によって毎月変わります。給与明細の「基本給計」の金額に0.6% つまり0.006をかけたものがみなさんの保険料となり、給与から天引きされているのです。

今回はここまで。次回は「健康保険」「厚生年金保険」の保険料につい て説明します。

--- END ---